

名誉会員および永年会員 規程

第1条（資格の定義）

1. 一般社団法人日本溶射学会（以下、当法人）の定款第6条(4)に規定されている名誉会員は、当法人に対し特に功労のあった者又は溶射技術の発達に特に功労のあった者で、満60歳以上の者であり、第2条によりその資格を認定された者。
2. 当法人定款第6条(5)に規定されている永年会員は、永く当法人会員として活動した者で、会員歴30年以上でかつ満70才以上の者であり、第2条によりその資格を認定された者。

第2条（資格の取得）

1. 第1条の名誉会員及び永年会員は、社員総会において理事会をとおして推薦をうけ、承認を得なければならない。
2. 名誉会員または永年会員を社員総会に推薦する者は当法人事務局に必要な事項を記載した書面を社員総会開催1か月前に当法人事務局に提出しなければならない。
3. 事務局は第2項記載の推薦書類を確認し、理事会に提出しなければならない。

第3条（特典）

1. 名誉会員及び永年会員は年会費を免除される。
2. 名誉会員および永年会員は当法人が発行する学会誌を無料で送付される。
3. 名誉会員及び永年会員は、当法人が主催する全国講演大会に参加する場合、その参加登録費を免除される。

第4条（資格の喪失）

1. 名誉会員および永年会員は本人の死亡によりその資格は喪失する。
2. 名誉会員および永年会員は本人の申し出によりその資格を喪失できる。

第5条（資格の確認）

事務局は毎年度末において、名誉会員および永年会員がその資格を継続することについて本人に確認しなければならない。

第6条（規定の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て、行うものとする。

付記

この規程は、2019年4月26日から施行するものとする。

一般社団法人 日本溶射学会 名誉会員候補者推薦書

提出年月日： 年 月 日

推薦人：

(所属)

(氏名)

1. 名誉会員として推薦される者の氏名と所属

氏名

所属

2. 名誉会員として推薦する理由

一般社団法人 日本溶射学会 永年会員候補者推薦書

提出年月日： 年 月 日

1. 推薦人

所属及び会員資格：

氏名：

2. 名誉会員として推薦される者の氏名, 所属, 入会年, 生年月日及び年齢

氏名：

所属：

入会年：

生年月日及び満年齢：